

# 時事新報

第千四百四十二號  
 明治十九年十一月廿五日(己丑)  
 丙戌十月三十日  
 日山午時四時四十七分  
 日山午時四時四十七分  
 日山午時四時四十七分  
 日山午時四時四十七分  
 日山午時四時四十七分  
 (西曆一千八百八十六年)

時事新報定價 (明治十九年十一月一日改正)  
 一、本報每月金五十圓、三個月前金一圓五十圓、六個月前金三圓、一年前金六圓  
 ○時事新報社より直接ニ送付スルモノニ限リ本文定額ノ外ニ  
 一月廿六日ノ送付料ヲ受ケル  
 時事新報廣告料前金一行ニ付  
 一行廿四文字 一日限 二日以上 十五日以上 十六日以上  
 自一行 三十行 六十行 九十行 一百二十行 一百五十行 一百八十行 二百行 二百四十行 二百七十行 三百行 三百六十行 三百九十行 四百行 四百五十行 四百八十行 五百行 五百五十行 五百八十行 六百行 六百五十行 六百八十行 七百行 七百五十行 七百八十行 八百行 八百五十行 八百八十行 九百行 九百五十行 九百八十行 一千行 一千五十行 一千八十行 二千行 二千五百行 三千行 三千五百行 四千行 四千五百行 四千八百行 五千行 五千五百行 五千八百行 六千行 六千五百行 六千八百行 七千行 七千五百行 七千八百行 八千行 八千五百行 八千八百行 九千行 九千五百行 九千八百行 一千行 一千五百行 二千行 二千五百行 三千行 三千五百行 四千行 四千五百行 四千八百行 五千行 五千五百行 五千八百行 六千行 六千五百行 六千八百行 七千行 七千五百行 七千八百行 八千行 八千五百行 八千八百行 九千行 九千五百行 九千八百行 一千行 一千五百行 二千行 二千五百行 三千行 三千五百行 四千行 四千五百行 四千八百行 五千行 五千五百行 五千八百行 六千行 六千五百行 六千八百行 七千行 七千五百行 七千八百行 八千行 八千五百行 八千八百行 九千行 九千五百行 九千八百行

## 時事新報

ノルマントン難破事件に關し日本國民は  
 舉動の非難すべき所なし

去月廿四日紀州大崎近海にて英船ノルマントン難破の  
 際船長以下船員廿餘名の一人は怪我に溺死したる者  
 除くの外皆無事救助したるにも拘らず同船は船客  
 たる日本人廿餘名の男女老少を擧て一人も残さず非業  
 に死を遂げし近頃一大怪事として此事獨り死者廿  
 餘名の私事に關係するのみならず生者三千七百萬人の  
 公に面目を關する所少なきざるを以てこれを聞く者  
 皆其心に悲哀憤恨情を催さるるのみならず其情は筆舌に  
 現はるるもの日本全國又反響して遂に今日日實現と呈  
 しノルマントンといへば樵夫牧童も皆其何事なるを  
 知らざる者なきに至れり人心の赴く所洪水に滔々たる  
 見るに想あてて人をあて自から大に戒め先又大に案  
 外せしむ人心は力も亦甚だ大なりといふべきなり  
 然るに其初先人必未だ格別な激昂を露せしむるに  
 人皆日本人必此非難すべきノルマントン號  
 事件と感奮する所あるを悦び天晴れ日本國民なり斯く  
 てこそ今日文明世界に立ちて我權利を保護し得る者と  
 云ふべけれどと憤慨措くざるは有様ありしが何時頃  
 よりしてか不意に風機變り日本國民の無知あり日  
 本國民は事法が日本國民の共に文明行事と誤すべき  
 事にはあらざるありとて罵詈雑言紛々異面目に此等  
 の事と罵いて又異面目に此等此事を信するの輩少な  
 からず我輩は甚だ奇怪とする所なり今此輩が言ふ所は重  
 なるもこれを擧ぐれば曰く日本人の元と世事に關して  
 自らも就て有する程に勤勞ある者も亦好し或いは  
 れあるも自から我説と公言する程に勇氣ある者には  
 ず唯今回事の時に政府に勸告せられて夢中に跳  
 る廻るに人必其眞面目を表するものにはあらざる  
 なり又曰く日本人は無知なる事柄は異同を辨別する  
 を知らずノルマントン號は船長の英人なりと聞いて英  
 國の人民は實此船長と百事同一の人なりと疑ひ又耶  
 蘇教團の船長として斯れ如き人外に舉動を爲すは  
 耶蘇教の然らざるにやあらんと云ひ又英國領事廳の  
 審判官は不行なるの外外交官たる英國公使も其責に  
 任ずべきものなりと信するが如き實は無知に甚だし  
 し又曰く日本人は事法なる大事と等閑視して小事に  
 立ち重なる志操あると云ひ彼は長崎事件は如  
 き又條約改正事件は如き國民は須らく大聲疾呼して其  
 國情を表示すべき事柄は一にして足らざるに此等  
 の大事に關しては眞の如く隠れ如くなるも引替へ  
 マントンは難破の如き國事に關することの極先て小な

るもれは向ての殆んぞ狂癡者類するの舉動を爲すと  
 は實に驚き入りたる事なり斯る腰丈夫の集合体にて  
 争でよく一國を維持することを得べけんやと我輩は今  
 此等の言を聞いて其外國人比口よりすると又日本人比  
 口よりすると聞かずとも日本は實況實情を知らざる  
 人々なりと唯先づ大に其不問を欺するの外  
 なし第一に今回ノルマントン事件に關し輿論の喧しき  
 政府は筋を教唆に成るもれあらんと懸測するが如  
 ば最も素人考は甚だしきものあり蓋し此考は義捐金寄  
 附人名中現政府内閣員の夫人又は政府に職を奉ずる  
 人の名前少なからざる事なきを見てサテハと疑ひ起し  
 たるもれならん然れどもこれ論者等の事柄は辨別  
 を知らざる所あり抑も事に公と私とあり官務の事は公  
 族の事は私なり政府の内閣員をば私とて又其家  
 族をば私とて又文武の官吏をば私とて私慈善行事を  
 爲すに何の官務如何と問ふことあらんや加之此等  
 の官吏又其家族が義捐金を出しければとて直ち之  
 を見て國民を勧誘しざるもれなりと思ひ又此勧誘によ  
 りて日本全國人が初めて繞りに其熱心を出しざる  
 もれなりと信するが如きは何たる淺薄の考あるにや畢  
 竟政府は官吏等は其公に於ても其私に於ても今回の事  
 業に關して決て勸誘する所なきありしれみならず好ま  
 或の偶々勸誘を試むるが如きありたりとて三千七  
 百萬の人民決て皆小兒なりならず争か我必欲せ  
 ざる所又確信せざる所もれにして唯官吏等の意の在  
 る所なりと聞き夢中に狂奔して人の笑を顧みざる者  
 らんや唯今回事は如き官民は區別の勿論内外人の  
 區別せざるも爲すべき性質のものあり苟くも人心あ  
 らん者ハ異口同音に其非難すべきを非難其憐れむべ  
 きを憐れむべしに之を以て輿論の聲も一層は高きを致  
 せし譯にて何も惟むべき事なきありたり又日本人  
 が無知にて事の辨別なくノルマントン一事を見て  
 直ち英國人全体と疑ひ或は耶蘇教に依頼すべからざる  
 とする者あるが如きハ我輩も其同胞の一人とて之に誠  
 懇愧に堪ゆる所あるも然れども此等の場合に世界は  
 人事に免かるべからざる事柄にして決して惟を怖るべ  
 きもれにあらざる又まの一事を以て日本國民情一般を  
 判斷す可きものもあらざる其趣は猶ほ今度ノルマントン  
 號船長以下の舉動を見て以て英國國民情標準と爲す可  
 ざるが如し誠に分切つることにて我輩日本國民  
 民は唯英國人と共に折衝双方に社會中より異常の怪物  
 の現はれ出るを見て歎息するに過ぎざるのみ世界何  
 の國もか愚人ならん何れは文明國より狂人ならん  
 現に歐米各國人が爲す所を見るべし支那人と云へば一  
 切のれと排斥して支那人中元と善と惡とを區別あるを  
 知らざるが如き或は耶蘇教外人と目して邪教人と  
 爲す私の交際を忌避するは勿論國と國とに交際上あ  
 てすら同等同格に待遇を爲す肯せざるが如き或は  
 無賴市民等集合して國費とて敬重すべき他國の帝  
 王を侮辱を加へ外國公使館に瓦礫を投擲旗幟を引裂  
 ぐ如き此類の事ハ文明諸國到處枚擧げし難し此等  
 諸國に比すれば日本は愚民比如き其狂愚奇行は尙  
 はいまだ甚だしくざる者なりと評するも可ならん又

日本人が事ハ大小を辨せず長崎事件條約改正事件は類  
 比如き大事と後にして小事を先にしノルマントン難破  
 事件に狂奔するとは卑怯甚だきものなりといふが  
 如きハ未だ日本人民と知らざるの言なり日本人民は國  
 民法を遵ふの訓誨を嚴守すること世界に其比を見ず蓋  
 支封建時代より遺傳は美德多し然るに今日日本に新  
 開條約又の集會條例などいふもれありて事苟くも内治  
 外交に重大事件に關するものは妄りにこれを新聞に筆  
 に之又之を演説口にするを許さず彼は長崎事件又の  
 條約改正事件は類の如きは内治外交上の最も重大なる  
 事件にて正しく新聞條例又の集會條例は範圍内に  
 在るものなり故に日本人ハ此等重大事件は甚だ重大な  
 る所以を承知し敢て妄り筆舌を弄して過ちて内治外  
 交に妨を爲すことと憚り又諸條例の範圍内を侵入して  
 自から罪障に觸るることの恐ろしきと思ひ寡黙を專一  
 として何事も十分抑へ目にするが故に事實は表面に現  
 はれたる所を以てスハ國は大事とあれば日本人は必ず  
 沈黙して其守る所を守るを常とすれども今回ノルマ  
 ントン難破事件は如き國は大事とは云ふもの、彼の長  
 崎事件又の條約改正事件は類に比すれば瑣々たる一小  
 事に於て固より新聞條例又の集會條例は云ふやうある  
 國法に相關すべき限りは非ず即ち新聞集會諸條例の範  
 圍内に在る輕小事件にして人民は自由に奔走言論して  
 差支なきもれたるなり去ればこそ日本人も此ノルマ  
 ントン事件に關しては最初より其言行を自由自在にして  
 毫も憚る所ありしなきに依りて若し此事をして日英兩  
 國の交際に關係するが如き大事事件ならしめば人民の必  
 ず例の如く沈黙し唯謹謹能るに相違あらん故  
 日本人が事の大小を辨せずといふ我々を誣ふる大なる  
 過言にて我々の能く事の大小を辨識して曾てこれを  
 誤ることなく今回ノルマントン難破事件は如きも事  
 甚だ輕小にしてよきに關し何等の言行を爲すも決して  
 新聞條例又の集會條例などの範圍内に來らず又國民法  
 に違ふの訓誨に反するの憂も承知したるがゆゑに特  
 に今日の如く然り之を日本は決して愚人の府より  
 たらざるあり

○時事の狂言  
 船の新狂言を演せん  
 時事は狂言は一切嚴  
 重其何故なるを知ら  
 人情風俗を寫すを  
 しき事柄を取て之を  
 勿論其時事を寫す小  
 節柄外國人に不快な  
 事と雖も其處は  
 關して妙ならざる部  
 或の其序に航海者の  
 當意即妙其の際  
 西洋諸國は演劇を以  
 つて其道の人は手柄  
 目前に見て其狂言  
 左れば今度のノルマ  
 ンに害なく外國人に不  
 なるにも及ぶや左倉  
 は不快の感と興行を  
 此芝居と興行を  
 格別の不快と興行を  
 言一向妨げある等  
 居道は發達の爲めに  
 向死の心中に祈るもの  
 ○米商の中止に付  
 賣買中止の實際賣買  
 所の如し今や進ん  
 所の精神を攻究す  
 蓋し同規則は同所賣  
 のに此條の有無如  
 及ぼすものと少く  
 賣買中止の如きも全  
 大關係の條規なるに  
 解釋を下し得る者  
 れにありしか今之を  
 所既も此條によりて  
 たる者なりれば此時  
 對する余輩の解釋を  
 あり同所規則第三  
 した相場の最低なる  
 の又は其當日市場賣  
 るる差支るものと  
 以て其實買を中止し  
 差止ることあるべ  
 之も其二種の意味  
 は非常の事變あり  
 たり若くは不穩當の  
 其當日市場賣買の景  
 支あるものと推測す  
 衆議を以て云々蓋し  
 段となし彼の諸證據  
 句又は其當日市場  
 第二説は曰く本條  
 るものにあらず即ち  
 るに本條真正の解  
 き相場の最低なる  
 其當日市場賣買の  
 の爲めに證據金を徴  
 べくしてつより頭取  
 常の事變あるが爲  
 に證據金を徴集に困  
 が爲め若しくは不穩  
 買を中止せざるに  
 れば云々云々にて一  
 果を生ず蓋し現取  
 の所考は第二説なり  
 ふに日本の文典に未  
 を欠く事多し今日な  
 よりは暫く文字を於  
 は實際賣買の點より  
 を究めんと欲するな  
 解釋を下さんか事變

○東京府令第四十四號  
 本年六月布達第五十八號ヲ廢止ス  
 明治十九年十一月廿四日 東京府知事高崎五六  
 ○東京府令第四十四號發給  
 明治十九年六月布達第五十八號  
 臺灣又ハ吐瀉ノ乘機ニテノ醫務ヲ受ケ難キ貧困者ニ限リ當分醫費及  
 藥費ヲテ給付セシム  
 但本文部事務ハ區役所長役場ヨリ附屬ス  
 ○條約改正會議 各國全權委員は昨二十二日外務省へ參事午後  
 二時より第三三三號の會議室に開會四時二十五分一同退散セリ又是來  
 二十九日開會あり  
 ○軍艦發着 海軍省は去る二十一日品海に舊日海軍艦は去る十四日四  
 日中接合同日午田に黃海發着は去る二十日長崎に發着

○東京府令第四十四號  
 氏の赴任以來東京政界大に宜きを得て諸事進歩充足の  
 有様立至れるが中にも河内とヲオカイ(雲南の境界  
 にある都府)との間の貿易は既に大に盛んに起り茶  
 葉、藥品、鴉片等の物品は絶へず取引あり今年早損の爲  
 稲作は大に害を被りたるが其後臨時に降雨ありて稻や  
 恢復せりヤンチ地方は綿作大に豊にして之を海防に  
 送り今類に香港其他支那地方へ輸出中あり又國內海  
 賊の跋扈するは佛國政府の大に苦慮せる處ありとも近  
 頃佛軍の征討に従事するが爲め追々跡を絶つに至れ  
 り云々と海防の佛字新聞に見へたり

### 雜報